

知ってる？共済Q&A



出産したときの給付

29歳の組合員。現在、妻が妊娠中です。出産時の給付金について教えてください。



家族出産費が支給されます

出産費用を賄うため、組合員本人が出産したときは「出産費」が、被扶養者が出産したときは「家族出産費」が支給されます。ご質問の方の場合、配偶者が被扶養者であれば、「家族出産費」の対象になります。

●支給の条件は？

出産費及び家族出産費（以下「出産費等」といいます。）は、出生児1人あたりの定額制です。双生児以上であれば、その人数分の額を受給できます。なお、次のような要件に該当される場合にも支給対象となります。

- ▶ 妊娠4か月以上の出産の場合、死産や流産、母体保護法に基づく人工妊娠中絶であっても、受給できます。
- ▶ 異常分娩の場合には、出産費または家族出産費と併せて、医療の給付も受けることができます。

●支給額は？

平成21年10月に緊急少子化対策として、出産費等の法定給付額が引き上げられました（平成23年3月までの暫定措置）。

出産費及び家族出産費とも、支給額は次のようになっています。

- ▶ 産科医療補償制度に加入している分娩医療機関等（※）で出産した場合（死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る）は、1児につき一律42万円。
- ▶ 在胎週数第22週未満の出産及び産科医療補償制度に加入していない分娩医療機関等で出産した場合、1児につき一律39万円。

※産科医療補償制度に加入している分娩医療機関は、財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度サイト（<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>）で検索できます。

●出産費等の分娩医療機関等への直接支払制度

分娩医療機関等に、共済組合から出産費等を直接支払う制度があります。入院する際に、分娩医療機関等の窓口で組合員証（または組合員被扶養者証）を提示し、直接支払制度を利用する手続きを行っておけば、退院時の支払いは出産費等の額を超えた分だけで済みます。なお、出産費用が出産費等の支給額を下回った場合の差額は、組合員からの請求により共済組合から支給されます。

上記の制度を利用しない場合には、これまでどおり出産後、共済組合に出産費等の請求書を提出してください。

請求手続き等詳細については、共済事務担当課または共済組合保険課までお問い合わせください。

<直接支払制度のしくみ>

